第明治三十五種郵便物認可

ロ　この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1)　本文一イ及び三イの各項目の計算方法

(i)　有形固定資産回転率

有形固定資産回転率＝$\frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$

(ii)　付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(2)　本文一ロ(1)及び三ロ(1)の各項目の計算方法

(i)・(ii)　［略］

(iii)　信用度の高い有価証券等

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

①・②　［略］

(iv)　［略］

(v)　減価償却費

本文一ロ(1)又は三ロ(1)中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(vi)　引当金

本文一ロ(1)又は三ロ(1)中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

①～③　［略］

(3)　本文一ロ(2)又は三ロ(2)の各項目の計算方法

(i)・(ii)　［略］

(4)　本文八イ(1)の項目の計算方法

(i)・(ii)　［略］

ロ　この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1)　本文一イの各項目の計算方法

(i)　有形固定資産回転率

有形固定資産回転率＝$\frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$

なお、本文三イ(2)の有形固定資産回転率も、同じ計算方法による。

(ii)　付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

なお、本文三イ(3)の付加価値額も、同じ計算方法による。

(2)　本文一ロ(1)の各項目の計算方法

(i)・(ii)　［略］

(iii)　信用度の高い有価証券等

本文一ロ(1)中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

①・②　［略］

(iv)　［略］

(v)　減価償却費

本文一ロ(1)中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(vi)　引当金

本文一ロ(1)中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

①～③　［略］

(3)　本文一ロ(2)の各項目の計算方法

(i)・(ii)　［略］

(4)　本文六イ(1)の項目の計算方法

(i)・(ii)　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○文部科学省告示第百五十四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第三項の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月六日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第124　連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(4)　［略］ (5)　産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の３第１項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該認定特定研究成果活用支援事業者の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況 (6)　［略］	第124　連結財務諸表の注記 連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(4)　［略］ (5)　産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第22条の規定に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の３第１項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該認定特定研究成果活用支援事業者の財務状況及び投資事業有限責任組合の活用状況 (6)　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。